

身体拘束について

身体拘束は、高齢者本人の身体や精神に重大な悪影響を及ぼす恐れがあり、人権侵害に該当する行為と考えられます。そのため、緊急やむを得ない場合を除き行ってはならず、高齢者虐待に該当する行為となります。

身体拘束についての参考として、以下のリンクを、ご活用ください。

「東京都福祉保健財団」 高齢者権利擁護推進事業 要介護施設従事者等による高齢者虐待防止に役立つ資料等のリンク集

<http://www.fukushizaidan.jp/105kenriyogo/link.html>

(身体拘束については、「5. 身体拘束廃止の手引き・教材・資料」を参照してください)

※注意

サービス種別により、運営基準において、「身体拘束適正化委員会の開催」「適正化のための指針の整備」「定期的な研修実施」が規定されており、身体拘束の該当者がいない場合でも、遵守する必要があります。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、委員会で整備した報告様式に沿って記録を行い、分析・検討することが定められています。

サービス種別ごとに、運営基準等を確認し、適切に対応してください。